

# 堺市特別職報酬等審議会

(期末手当に関する資料)

【第2回会議 追加資料】

平成31年1月

堺市人事部

# 目 次

ページ

- 1 議会と予算の関係について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 議案上程イメージ図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

## ○議会と予算の関係について

### 1 執行機関の義務【参照条文：地方自治法第138条の2】

普通地方公共団体の執行機関は、条例や規則、その他の規程に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する義務を負っている。

### 2 議員の議案提出権について【参照条文：地方自治法第112条】

議員は議会の議決すべき事案について、議会に議案を提出することができる。

但し、予算案は地方公共団体の長の権限に専属していることから、提出できない。

### 3 予算の調製について【参照条文：地方自治法第149条・第112条・第211条】

予算の調製権は、地方公共団体の長に専属しており、予算案を議会に提出する権限も長に専属する。

なお、地方自治法第112条の趣旨は予算案の提出を制限するものであり、予算を伴う条例案の提出を制限するものではないと解されている。（地方自治法逐条773頁）

### 4 条例と予算案との関係【参照条文：地方自治法第112条】

議員提案条例を議決した場合、予算措置が必要となるような場合において、一般的には、地方自治法第112条但書の趣旨から、普通地方公共団体の長には予算案の提出の義務はないものとされている。（行実 昭25.3.18）

### 5 予算案を伴う議案を議員から提出する場合について【参照条文：地方自治法第222条】

上記のとおり、議会においては予算の調製権がないことから、地方公共団体の長に対し、予算の調製について事前に協議を行う必要がある。

なお、予算を伴う条例については、「必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」（地方自治法第222条）とされており、この趣旨は議員提案条例についても尊重して運営されるべきとされている。（地方自治法逐条 773頁）

（参考条文）

#### 【地方自治法】

第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

#### 【地方自治法】

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りではない。

#### 【地方自治法】

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

2 予算を調製し、及びこれを執行すること。

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りではない。

第211条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。

#### 【地方自治法】

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りではない。

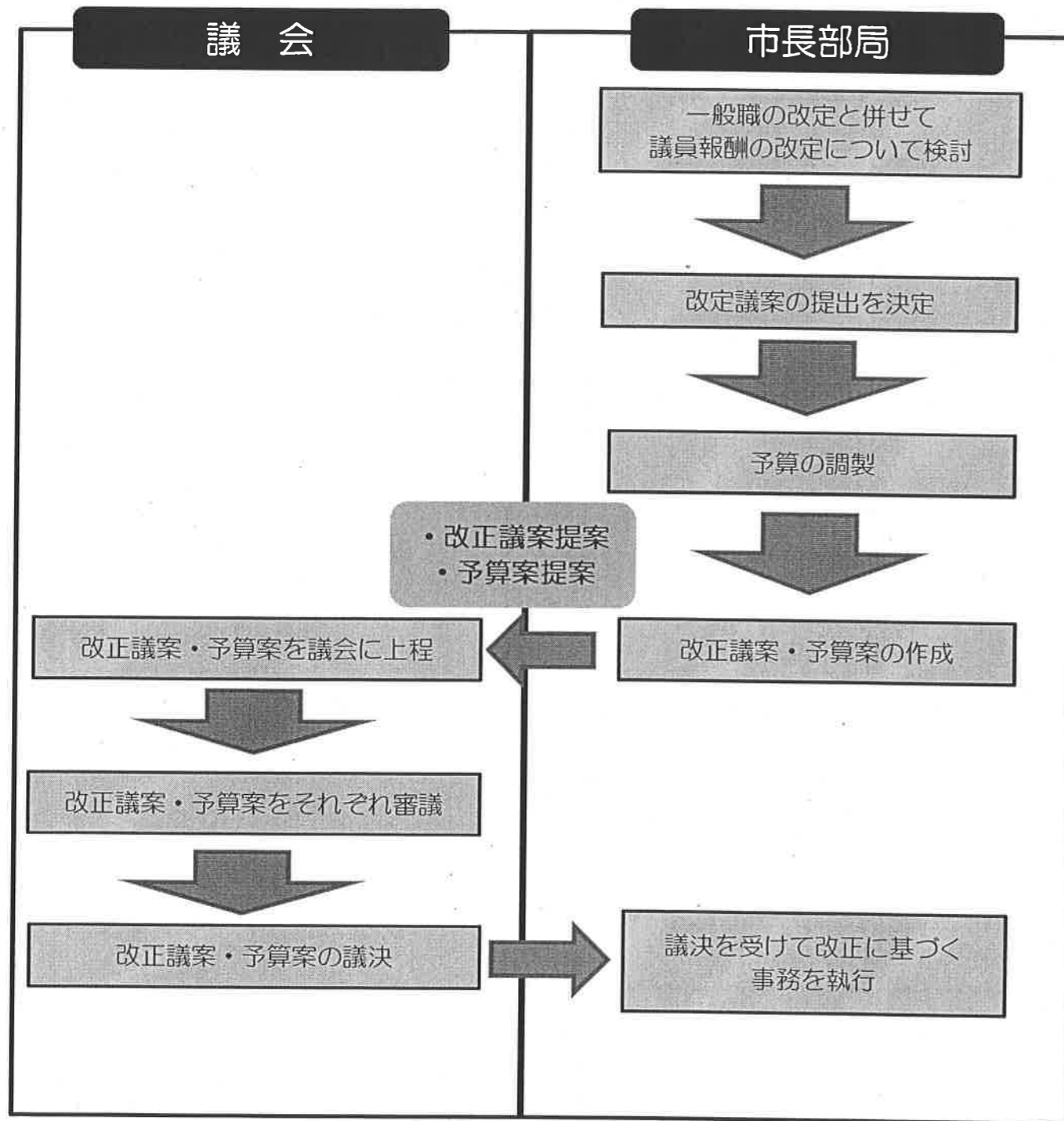
#### 【地方自治法】

第222条 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

2 普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。

◆議案上程イメージ図

○市長が予算を伴う条例を議会に提案する場合



○議員が予算を伴う条例を議会に提案する場合

